

答申第168号  
令和2年10月8日

佐賀市長 秀島 敏行 様

佐賀市個人情報保護審査会  
会長 村上 英明



佐賀市個人情報保護条例第10条第2号の規定に基づく諮問について（答申）

佐賀市個人情報保護条例第10条第2号の規定に基づき、令和2年9月17日付け佐市企政第81号により諮問がありました「市民等から提出される申請書（口座番号、口座名義人等）等に係る個人情報の電子計算機の結合について」については、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めます。